

# 「東日本大震災調査ガイドライン」

農業農村工学会災害対応特別委員会  
委員長 青山 咸康

平成 23 年 3 月 東北地方太平洋沖地震による未曾有の大震災で被災された皆様に、心からのお見舞いと哀悼の意を表します。

農業農村工学会は、「東北地方太平洋沖地震」に対し、大災害発生直後から復興に至る本会の諸活動を、緊急かつ総合的に機能させることを目的として、農業農村工学会災害対応特別委員会（青山 咸康委員長）を 3 月 15 日に開催し、「東北地方太平洋沖地震に関する農業農村工学会の活動方針」を決定致しました。この度、その被害の甚大さに鑑み、同委員会のもとに「東日本大震災特別委員会」を設置することとしました。

農業農村工学には、安定的な食料生産や農村住民の生活のための基盤整備を早急に復興させ、災害に強い農村の創出が求められています。そのためにも、今回の被災地域において迅速かつ的確な調査が必要であり、本会の多くの方々の方々の知恵を結集した技術支援・政策提言が期待されています。

大震災の影響は被災地に留まらず全国にも波及しています。特に、被災地域の食料生産の国内生産に占めるシェアは大きく、被災者の救援・生活再建に引き続き農業生産基盤の速やかなる復旧・復興が望まれるところです。しかしながら、今回の大震災により、被災された方々は、ライフラインや物資の流通にも支障が生じ、困難な生活を強いられています。さらに、福島原発事故の影響で立ち入りできない地域もあります。従って、学術調査にあたっては、現地の方々への十分な配慮のもとに調査を行うことが必要になることから、以下のガイドラインを作成しました。

## 記

1. 農業農村工学会の調査は、農業農村工学会災害対応特別委員会のもとで「東日本大震災特別委員会」が行い、その結果を学会ホームページや学会誌等で公表すること。
2. 調査の時期および対象地区等
  - (1) 今回の地震災害（津波災害を含む）の被災地域に立ち入る場合には、関係機関と事前に十分協議・連携して実施すること。その場合には「農業農村工学会災害対応特別委員会」に届け出ること。
  - (2) 当分の間、要請がある場合を除き、激甚な被害を受けた自治体・土地改良区等へのアプローチは自粛すること。
  - (3) 福島第一・第二原発避難範囲には立ち入らないこと。
  - (4) 調査時期は、道路などの状況およびガソリンなど物資流通がある程度回復する時期とすること。
  - (5) 本学会は、現地への負担をできる限り軽減するために、関連学協会との連携をはかること。
3. 調査の実施に際しての留意事項は以下の通り。
  - (1) 被災者に対して不適切な聴取は行わないこと。また個人情報の保護に充分配慮すること。
  - (2) 交通手段や宿泊の準備は調査団自らが行き、自己の安全をはかること。
  - (3) 管轄の行政機関等に資料提供などで過度な負担をかけないこと。
  - (4) 得られた情報は、調査の重複を避けるために、「農業農村工学会災害対応特別委員会」に報告すること。